

対象年度		令和 6年度		総合計画実施計画策定及び行政評価シート											
事務事業名		認定農業者等育成事業						予算事業名		認定農業者等育成事業費					
予 算 科 目	会計	01	款	項	目	事業	要求区分	根拠法令							
			06	01	03	12	経常経費								
総合計画体系	歴史と自然を育み にぎわいと活力ある産業を目指そう						事業の区分	主要事業							
	特色ある農業の振興と活性化							重点事業							
	担い手農業者の確保・育成・支援						担当課係等	農政課							
事業期間		継続 (年度～ 年度)													
【めざす姿（意図・どのような状態になるのか）】							【事業開始のきっかけや他市の状況など】								
実質化された人・農地プランに基づき、地域の担い手となる認定農業者を確保・育成・支援し、持続的で発展的な地域農業を目指す。							農業制度資金を活用し、農業者が安定した経営を行い、生産拡大が図れるよう、茨城県と共に利子助成を行っている。 新規就農者には農業経営に必要な設備等を導入する費用の補助や、サポートチームを中心に協力して支援していくことが不可欠である。								
【手段（事業内容・どのようなことを行うのか）】							【対象（だれに対して・何に対して行うのか）】								
○認定農業者が、自らの農業経営において必要とする施設等を融資を活用し、整備する場合において、その利息分を助成することで負担を軽減する。また、災害により被害を受けた農家に対し、農業再生産の確保及び農業経営の安定を支援するために資するための資金の利息分を助成することで負担を軽減する。 ・農業経営基盤強化資金利子助成事業 ・農業災害資金利子助成事業 ○認定農業者や新規就農者に対し、国県市の施策（補助金等）を活用しながら支援する。 ・農業次世代人材投資事業（令和4年度採択分から名称変更：新規就農者育成総合対策補助金） ・集落営農推進事業 ・経営継承・発展等支援事業							認定農業者 地域の担い手となる農業者及び農業者が組織する団体 新規就農者								
							【事業をとりまく環境の変化】								
							若い就農者など地域の担い手となる農業者を実質化された人・農地プランに基づき確保・育成するため、認定農業者や集落営農組織が農業経営に必要な整備を導入することや、認定新規就農者が安定した経営を図れるよう支援することが求められている。								
【令和 6年度 事業内容】				【令和 7年度 事業内容】				【令和 8年度 事業内容】							
農業経営基盤強化資金等の借入者への利息分の助成、認定新規就農者に次世代人材投資事業補助金又は新規就農者育成総合対策補助金、集落営農組織に集落営農推進事業補助金、経営を継承した後継者に経営継承・発展等支援事業補助金を交付することで、持続的な地域農業を促す。				農業経営基盤強化資金等の借入者への利息分の助成、認定新規就農者に次世代人材投資事業補助金又は新規就農者育成総合対策補助金、集落営農組織に集落営農推進事業補助金、経営を継承した後継者に経営継承・発展等支援事業補助金を交付することで、持続的な地域農業を促す。				農業経営基盤強化資金等の借入者への利息分の助成、認定新規就農者に次世代人材投資事業補助金又は新規就農者育成総合対策補助金、集落営農組織に集落営農推進事業補助金、経営を継承した後継者に経営継承・発展等支援事業補助金を交付することで、持続的な地域農業を促す。							
■事業費															
			R04年度		R05年度										
財源内訳	国	庫	支	出	金	0	0								
	県		支	出	金	3,012	5,355								
	地		方		債	0	0								
	そ		の		他	1,000	2,000								
	一		般	財	源	1,040	2,751								
歳入計（千円）			5,052		10,106										
歳出内訳	節（番号＋名称）		金額（千円）		金額（千円）										
	07	報償費	12		21										
	10	需用費	0		132										
	11	役務費	2		84										
	18	負担金補助及び交付金	5,038		9,869										
歳出計（千円）（A）			5,052		10,106										
伸び率（％）					100.03										
備考	総合計画84、85ページ 予算書130ページ														

令和 4年度行政評価シート

■指標

種類	指 標 名	単 位		R04年度	R05年度	R06年度
活動 指標	農業次世代人材投資事業補助金 交付者数	人	目標	2.00	2.00	1.00
	独立・自営就農時の年齢が原則50歳未満で、次世代を担う農業者となることについて強い意欲を有しているものに対し、最大5年間、資金を交付する。		実績	2.00	0.00	0.00
	集落営農推進事業補助金 補助件数	件	目標	1.00	1.00	1.00
	地域営農集団が、農作業の共同化・農業機械の共同利用を図るための機械の整備に要する経費の一部を補助する。		実績	1.00	0.00	0.00
成果 指標	認定農業者数	人	目標	250.00	250.00	250.00
	年度末現在の認定農業者数		実績	237.00	0.00	0.00
			目標	0.00	0.00	0.00
			実績	0.00	0.00	0.00

■事業評価

必要性	事業の必要性	A 必要性は高い	地域の担い手となる認定農業者を確保・育成するためには、農業者の負担を軽減し、経営の安定化を支援する必要がある。
妥当性	実施主体の妥当性	A 妥当である	地域の担い手となる農業者を確保・育成・支援するためには、地元自治体が実施主体となることは妥当である。
	手段の妥当性	A 妥当である	認定農業者に対し、農業経営における融資の利息分を助成することで負担を軽減できる。認定農業者、新規就農者に対し、国県市の補助金を活用することで支援を行うことは有効である。
効率性	コストの効率性・人員効率	A 改善の余地はない	利子助成を行う際、金融機関に認定事務を委任し、金融機関から申請を受ける方法により迅速な処理が行われ、効率的である。補助金交付は要望調査を事前に行い、県が審査・採択を行い速やかに事務に入るため効率が高い。
公平性	受益者の偏り	A 偏りは見られない	利子助成は認定農業者で貸付条件がクリアされた者はすべて対象となる。国県市の補助金交付はポイント制の導入により予算が配分されることで公平性を保っている。
有効性	成果向上の余地	A 上がっている	総人口が減少傾向になる中、認定農業者数はおおむね目標値を保持しており、成果がある。
進捗度	事業の進捗	A 順調である	農業次世代人材事業の交付決定者には、サポートチームを中心に指導助言も行い、適時補助金を交付している。集落営農推進事業では申請後、速やかに補助金を交付した。利子助成も適時行っている。
総合評価 上記評価を踏まえて事業全体について評価し、問題点・課題等を指摘してください			
認定農業者等の経営規模の拡大に伴う設備投資に係る資金の借入れに対しての利子助成であるため、事業目的に即しており、負担の軽減によって、農業経営改革の後押しになっている。			
対応策提言等 この事業を今後どのように改善・改革をしていきますか			
必要な施策が利用できるように各種制度の案内を送付することや、機械等補助事業の要望調査を行うことで、事前に相談がない認定農業者にも周知を図る。申請書の作成時には書類作成の指導を行うことで、申請者の負担軽減をする。国県の補正予算による補助事業は、予算成立次第、該当する候補者に案内できるように要望調査を活用する。			

■方向性

1 次評価（1 次評価者として判断した今後の事務事業の方向性（改革・改善策）） ☐ 拡充（人・モノ・カネ等の拡充） ☒ 改善改革しながら継続 ☐ 現状のまま継続（改善・改革なし） ☐ 統合・新規事業への展開 ☐ 縮小 ☐ 休止 ☐ 廃止・終了 ☐ 予定どおりの要求 ☐ 一部改善の上要求 ☐ 今回は見送り ☐ その他の処置	方向性の具体的内容 経営改善のために必要な施策を必要とする農業者が利用できるように、事業の周知並びに関係機関との連携を強化していく。
2 次評価（2 次評価者として判断した今後の事務事業の方向性（改革・改善策）） ☐ 拡充（人・モノ・カネ等の拡充） ☐ 改善改革しながら継続 ☐ 現状のまま継続（改善・改革なし） ☐ 統合・新規事業への展開 ☐ 縮小 ☐ 休止 ☐ 廃止・終了 ☐ 予定どおりの要求 ☐ 一部改善の上要求 ☐ 今回は見送り ☐ その他の処置	企画調整会議の意見・考え方（1 次評価者と同じ場合も記入） 上記評価のとおり